



2011年2月28日

投資家の皆様へ

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

スパークス・海通・グレートチャイナ・ファンド ミニ QFII ライセンス申請の進捗状況について

ご愛顧いただいております『スパークス・海通・グレートチャイナ・ファンド』(以下、「当ファンド」)の特色の一つであります、ミニ QFII 申請の進捗状況についてご報告いたします。

【ミニ QFII 申請の進捗状況】

2004 年より、段階を追って自由化が進められている中国の為替制度ですが、現在も、完全な自由化については制限が設けられています。しかしながら、昨年香港で人民元建てファンドが設定され、また貿易に人民元建ての決済が認められるなど、自由化の流れは急速に進んでいます。

昨年、米マクドナルドや米キャピタラーが発行したことで話題となり、人民元の国際化、自由化の一環として注目されている香港の人民元建て債「点心債」も、今年発行額を急速に拡大する見込みで、人民元建て債券市場は最終的には、ドル、ユーロ建て債券市場に次ぐ規模の国際債券市場になると見られています。

こうした自由化の流れを受け、中国国外の人民元を国内の株式や債券等へ投資することが可能とされる「ミニ適格外国機関投資家制度(QFII)」については、中国証券監督管理委員会(CSRC)のトップからも、同資格の申請プロセスを加速していくという旨の発言が昨年末より相次いでおります。

当ファンドの実質的な運用を行う海通・アセット・マネジメント(香港)によれば、同社のミニQFII申請は、すでに国务院(政府)の最終批准プロセスに入っているとのもので、早ければ、2011年3月の全国人民代表大会(以下、「全人代」)開催時期の前後におりるのではないかという見方もあります。

ただ一方で、昨年12月以降、中国では国際商品市況の上昇により、工業製品価格の上昇や、国内の異常気象から農産物の価格高騰が起こり、消費者物価指数の上昇が続いています。こうした動きから、中国政府は、短期的にはインフレ対策に取り組まなければならないと、一部では、海外のホットマネーの流入が資産価格上昇の原因であるという指摘もあることから、為替政策を担当する中国人民銀行(中央銀行)では、全人代開催時期

当資料は販売用資料としてスパークス・アセット・マネジメント株式会社(以下当社)が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当ファンドの取得のお申込を行う場合には、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡しますので、必ずお受け取りの上詳細をご確認いただき、ご自身でご判断ください。当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではなく、組入れた有価証券の価格が下落する場合や、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む場合もあります。また、これらの運用による損益は全て受益者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金・金融債または保険商品ではなく、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社で購入した場合を除き、投資者保護基金の規定に基づく支払いの対象ではありません。投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。当資料に記載の内容は将来の運用結果を保証もしくは示唆するものではありません。当資料に含まれている過去の実績の数値および市場動向等についてのコメントは当資料作成時点のものであり、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものではありません。当資料の正確性や完全性について当社が保証するものではありません。また記載内容は予告なく訂正が行われることがあります。当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写をすることを禁じます。当ファンドに関する投資信託説明書(交付目論見書)のご請求、お問合せは販売会社までお問い合わせください。



前後のミニQFII認可にネガティブな意見もあるようです。

ミニQFIIの正式な認可の時期については、今後の諸条件によって前後すると思われるため、現段階において明確にお伝えすることはできません。しかしながら、人民元の国際化、自由化の流れは避けられず、いずれにせよ、近い将来同制度の認可が実現されるものと考えております。

【最後に】

当ファンドは、実質的にグレーターチャイナの株式に約50%、人民元建て債券に約50%投資を行うバランス型ファンドです。グレーターチャイナの株式市場では、中東地域における混乱から世界的にリスクマネーが株式から債券に避難する動きが起きていますが、同市場においては比較的流動性が保たれており、現状、株価への大きな下落圧力は今のところ起こっておりません。むしろ、投資家は、2011年3月の全人代の第12次5ヵ年計画の具体的な予算配分を次の投資機会と捉えているようです。

また、既述のとおり急速なインフレ対策の一環として、中国人民銀行では、人民元の切り上げを加速させる動きも見られ、こうした点も人民元建て資産へ投資を行う当ファンドにとっては、パフォーマンスのプラス要因になると考えております。

一歩先を見据える中国投資の「スパークス・海通・グレーターチャイナ・ファンド」をよろしくお願ひ申し上げます。

以上

当資料は販売用資料としてスパークス・アセット・マネジメント株式会社(以下当社)が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当ファンドの取得のお申込を行う場合には、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ずお受け取りの上詳細をご確認いただき、ご自身でご判断ください。当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではなく、組入れた有価証券の価格が下落する場合や、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む場合もあります。また、これらの運用による損益は全て受益者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金・金融債または保険商品ではなく、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社で購入した場合を除き、投資者保護基金の規定に基づく支払いの対象ではありません。投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。当資料に記載の内容は将来の運用結果を保証もしくは示唆するものではありません。当資料に含まれている過去の実績の数値および市場動向等についてのコメントは当資料作成時点のものであり、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものではありません。当資料の正確性や完全性について当社が保証するものではありません。また記載内容は予告なく訂正が行われることがあります。当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写をすることを禁じます。当ファンドに関する投資信託説明書(交付目論見書)のご請求、お問合せは販売会社までお問い合わせください。



スパークス・海通・グレーターチャイナ・ファンド

ファンドのリスクについて

当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行います。投資対象とする投資信託証券は、値動きのある中国等の株式および人民元建ての債券などを投資対象としているため、当ファンドの基準価額は変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により当ファンドの基準価額が変動します。従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、ファンドは預金ではなく、預金保険の対象外です。登録金融機関による販売の場合は投資者保護基金の支払いの対象ではありません。なお、基準価額の変動要因は以下のとおりです。

■価格変動リスク

当ファンドは、実質的に外国株式および外国債券を主要な投資対象とします。内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式および債券相場が下落した場合、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、株式の価格は個々の企業の活動や市場状況等により変動し、債券の価格は市場金利の変動等により変動するため、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■為替変動リスク

外貨建資産への投資は、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。外国為替相場の変動により投資を行う投資対象国の通貨建て資産の価格が変動し、これにより基準価額が変動し、損失を生じる場合があります。

■信用リスク

当ファンドが投資している有価証券やコマーシャルペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがあります。

■カントリーリスク

投資対象国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる可能性があります。

■市場流動性リスク

大口の解約請求があった場合、投資先の投資信託証券において、解約資金を手当てするために保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※ 基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。

お客様にご負担いただく費用について

当ファンドのご購入や運用期間中には以下の費用がかかります。

* 課税関係については、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認下さい。

* 下記手数料等の合計額は、お申込金額や保有期間などに応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

■購入時

3.15%(税抜3%)を上限として販売会社が独自に定める率を購入申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た金額とします。

■ご換金(解約)時

換金(解約)手数料、信託財産留保額 ありません。

■保有期間中(信託財産から間接的にご負担いただきます)

信託報酬: 純資産総額に対して年率1.3755%(税抜1.31%)を乗じて得た額。その他、投資対象としている

海通・グレーターチャイナ・プレミアム・ファンド(ケイマン籍)と海通・RMB・インカム・ファンド(ケイマン籍)にそれぞれ0.58%かかります。

その他費用: 監査費用、目論見書や運用報告書等の作成費用など諸費用等ならびに組入有価証券の売買の際に発生する

売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等を信託財産でご負担いただきます。投資先ファンドにおいては上記の他、

受託会社報酬、保管会社報酬などの費用がかかります。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、

上限額等を示すことができません。

※その他費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

当資料は販売用資料としてスパークス・アセット・マネジメント株式会社(以下当社)が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当ファンドの取得のお申込を行う場合には、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ずお受け取りの上詳細をご確認いただき、ご自身でご判断ください。当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではなく、組入れた有価証券の価格が下落する場合や、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む場合もあります。また、これらの運用による損益は全て受益者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金・金融債または保険商品ではなく、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社で購入した場合を除き、投資者保護基金の規定に基づく支払いの対象ではありません。投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。当資料に記載の内容は将来の運用結果を保証もしくは示唆するものではありません。当資料に含まれている過去の実績の数値および市場動向等についてのコメントは当資料作成時点のものであり、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものではありません。当資料の正確性や完全性について当社が保証するものではありません。また記載内容は予告なく訂正が行われることがあります。当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写をすることを禁じます。当ファンドに関する投資信託説明書(交付目論見書)のご請求、お問合せは販売会社までお問い合わせください。



スパークス・海通・グレーターチャイナ・ファンド

お申込みメモ お申込みの際には投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

商品分類	追加型投信/海外/資産複合
購入単位	販売会社が別途定める単位
換金単位	販売会社が別途定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。
収益分配の方針	年2回決算時に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。ただし、分配対象額が小額の場合には分配を行わないことがあります。
お申込不可日	販売会社の営業日であっても下記に該当する場合はお申し込みができません。 ①申込日が香港、上海、深センのいずれかの取引所の休業日の場合 ②申込日の翌営業日が香港の取引所の休業日の場合
信託期間	平成32年11月29日まで(平成22年11月30日設定)
決算日	年2回決算 原則5月29日、11月29日(休業日の場合は翌営業日)

ファンドの関係法人

- ◇委託会社 スパークス・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第346号
(加入協会)(社)投資信託協会 (社)日本証券投資顧問業協会 日本証券業協会
信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。
- ◇受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
委託会社の指図に基づく信託財産の管理等を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託を行います。
- ◇販売会社 下記一覽参照
ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、一時解約請求の受付、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いの取扱等を行います。

販売会社	登録番号	加入協会		
		日本証券業協会	(社)金融先物取引業協会	(社)日本証券投資顧問業協会
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第346号	○		○
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○	○	

※ スパークス・アセット・マネジメントは(社)投資信託協会にも加入しています。

【お問い合わせ先】

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

ホームページ <http://www.sparx.co.jp/>

電話番号: 03-5435-8200(受付時間: 営業日9:00 ~ 17:00)

当資料は販売用資料としてスパークス・アセット・マネジメント株式会社(以下当社)が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当ファンドの取得のお申込を行う場合には、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ずお受け取りの上詳細をご確認いただき、ご自身でご判断ください。当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではなく、組入れた有価証券の価格が下落する場合や、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む場合もあります。また、これらの運用による損益は全て受益者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金・金融債または保険商品ではなく、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社で購入した場合を除き、投資者保護基金の規定に基づく支払いの対象ではありません。投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。当資料に記載の内容は将来の運用結果を保証もしくは示唆するものではありません。当資料に含まれている過去の実績の数値および市場動向等についてのコメントは当資料作成時点のものであり、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものではありません。当資料の正確性や完全性について当社が保証するものではありません。また記載内容は予告なく訂正が行われることがあります。当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写をすることを禁じます。当ファンドに関する投資信託説明書(交付目論見書)のご請求、お問い合わせは販売会社までお問い合わせください。